

注意事項

- ① 家庭ごみとは、家庭生活から生じた一般廃棄物のことをいいます。
- ② (甲)欄は、「家庭ごみ排出者本人」が記入してください。
- ③ (乙)欄は、「一般廃棄物収集運搬業許可業者」が記入してください。
- ④ 青森市以外で発生した家庭ごみは、清掃工場へ搬入できません。
- ⑤ 家庭ごみの大きさ・形状等によって、搬入先が清掃工場ではなく、一般廃棄物最終処分場となる場合(有料)があります。
- ⑥ 記入された内容と異なる家庭ごみを清掃工場へ搬入することはできません。
- ⑦ 家庭ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに必ず分別して、搬入してください。
- ⑧ 家庭ごみの分別等については、市のホームページをご確認ください。
- ⑨ 家庭ごみを搬入する際は、必ず受付済みのこの調書(写しでも可)を車両ごとに携帯し、清掃工場の係員の指示に従ってください。
- ⑩ この調書は、家庭ごみを搬入する日の2日前までに下記の受付窓口へ直接提出してください。
(郵送・FAXは不可) (「2日前」には、土日・祝日及び年末年始を含めません。)
- ⑪ 不適正なごみの搬入を防止するため、排出者・一般廃棄物収集運搬業許可業者への聞き取りや排出場所の現地確認・写真撮影等をさせていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ⑫ 建設工事(解体・改築・新築工事)から生じた産業廃棄物(畳など)は、一般廃棄物の処理施設である清掃工場には搬入できません。
- ⑬ 不適正な事案があった場合は、是正指導を行います。なお、それが一般廃棄物収集運搬業許可業者であった場合は、許可取消しとなる場合もあります。

【受付窓口】 ●廃棄物・リサイクル課	TEL 017-718-1179
●浪岡振興部市民課	TEL 0172-62-1140
●青森市清掃工場事務室	TEL 017-757-8840

【受付時間】 8:30 ~ 17:00(土日・祝日及び年末年始を除く)